

2020年3月30日

お客さま各位

播州信用金庫

「民法の一部を改正する法律」施行等を踏まえた各種預金規定等の改定について

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では「民法の一部を改正する法律」施行を踏まえ、2020年4月1日より各種預金規定等を改定いたします。なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

I. 各種預金規定等の主な改定内容（下線部を追加・変更します）

(1) 定期預金や積立定期預金等の満期前解約についての改定

改正法では「返還期限の定めの有無に関わらず、寄託者(預金者)は、受託者(信用金庫)に対していつでもその返還を請求できる」との規定が適用され、別段の合意がない限り、定期預金の満期日前であっても解約できることとなるため、定期預金の満期日前解約の制限について明確化します。

●対象規定：定期預金共通規定

改定後	改定前
4. (預金の解約、書替継続) <u>(1)この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u> (2)この預金を解約または書替継続するときは、通帳については当金庫所定の払戻請求書に、証書については裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、通帳または証書とともに提出してください。 (3)～(7) 省略	4. (預金の解約、書替継続) (新設) (1)この預金を解約または書替継続するときは、通帳については当金庫所定の払戻請求書に、証書については裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、通帳または証書とともに提出してください。 (2)～(6) 省略

●対象規定：自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期・振替型)規定（他11規定も同様の改定を行います）

改定後	改定前
2. (利息) (1)～(3) 省略 (4) <u>この預金を「定期預金共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息</u> (以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数について別表1の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨	2. (利息) (1)～(3) 省略 (4) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息</u> (以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数について別表1の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てま

<p>てます。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6ヶ月複利の方法)し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>(5)～(6) 省略</p>	<p>す。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6ヶ月複利の方法)し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>(5)～(6) 省略</p>
---	---

(2) 成年後見の届出に係る改定

改正法では「制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としていた行為は取り消すことができる」旨が定められたことから、預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出義務を明確化します。

- 対象規定：総合口座取引規定（他 16 規定も同様の改定を行います）

改 定 後	改 定 前
<p>17. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2)～(5) 省略</p>	<p>17. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(5) 省略</p>

(3) 規定の変更に関する改定

改正法では「定型約款に該当する各種預金規定等については、相手方(預金者)への有利な変更、または一定の要件を満たす場合に、個別に相手方(預金者)との合意等することなく、条文等の契約内容を変更することが可能」と定型約款変更の制度が新設されたことから、規定の変更についての取扱いを明確化します。

- 対象規定：総合口座取引規定（他 41 規定も同様の改定を行います）

改 定 後	改 定 前
<p>21. 規定の変更等</p> <p>(1)<u>この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2)<u>前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>21. <u>この規定の変更等</u></p> <p><u>この規定の条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(新設)</p>

(4) 投資信託の約款の変更

改正法では、定型約款の変更要件が明文化されたことに伴い、約款等変更の際の事前周知する旨を明確化します。

●対象規定：播州信用金庫投信取引約款（他3規定も同様の改定を行います）

改定後	改定前
<p>61.（約款の変更）</p> <p>この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、<u>日本証券業協会が定める諸規則の変更、</u>その他必要な事由が生じたときは、<u>民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。</u></p> <p><u>変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。</u></p> <p><u>なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。</u></p>	<p>63.（この約款の変更）</p> <p>この約款は、法令の変更、監督官庁の指示または日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他必要な事由が生じたときは、<u>変更されることがあります。</u></p> <p><u>なお、この約款の変更内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知しませぬ。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、お客様が約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>

(5) その他

①改正法では「債権譲渡に係る異議なき承諾による抗弁の接続の制度」が廃止されます。同制度廃止後に、債務者が信用金庫に抗弁できないとする取扱いを維持するため、債務者による抗弁放棄の意思表示が必要になる旨の文言を条項に追加し明確化します。

●対象規定：デビットカード規定

改定後	改定前
<p>3. デビットカード取引契約等</p> <p>(1)前条第1項により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。</p> <p>(2)前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</p> <p>①当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</p> <p>②加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その</p>	<p>3. デビットカード取引契約等</p> <p>前条第1項により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当金庫に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p>

<p><u>他の機構所定の者(以下本条において「譲受人」と総称します。)に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</u></p> <p><u>(3)前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨のいっさいの主張を放棄することをさします。</u></p> <p>4. ～5. 省略</p>	<p>4. ～5. 省略</p>
---	------------------

②改正法では、極度額に関する規制の対象を根保証契約一般に拡大したことから、貸金庫契約の保証についても極度額の定めが必要となることを踏まえ、申込人以外の緊急連絡先を届出いただくことにより「連帯保証人」条項を削除し、「緊急連絡人」条項を新設しました。

●対象規定：貸金庫規定（他3規定も同様の改定を行います）

改定後	改定前
<p><u>第17条 緊急連絡人</u></p> <p><u>借用申込人の所在が不明となり、当金庫から連絡が不能となった場合は、当金庫は緊急連絡人宛に連絡するものとします。</u></p>	<p><u>第16条 保証人</u></p> <p><u>保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。</u></p>

Ⅱ. 対象となる各種預金規定等

規定名称	規定改定内容				
	(1) 定期預金の 満期前解約	(2) 成年後見の 届出	(3) 規定の変更	(4) 投資信託の 約款の変更	(5) その他
総合口座取引規定		●	●		
普通預金規定		●	●		
ばんしん後見支援預金特別約定			●		
無利息型普通預金規定		●	●		
納税準備預金規定		●	●		
貯蓄預金規定		●	●		
通知預金規定		●	●		
定期預金各種規定					
定期預金共通規定	●	●	●		
自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定	●				
自由金利型定期預金(大口定期預金)規定	●				
自由金利型期日指定定期預金規定	●				
自動継続定額複利預金(自由金利型定期預金(M型)規定)	●				
変動金利定期預金規定	●				
ばんしん懸賞金付定期預金「ベストワン」規定(利払式自動継続扱い)	●				
ばんしん年金定期預金規定	●				
ばんしんシルバー定期預金規定	●				
自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期・振替型)規定	●				
積立定期預金規定	●	●	●		
新型自動振替定期積金規定	●	●	●		
休眠預金等活用法に関する規定(全預金共通)			●		
盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約			●		
当座勘定規定(一般用)		●	●		
当座勘定規定(専用約束手形口用)		●	●		
キャッシュカード関係規定					
カード規定			●		
法人カード規定			●		
ICキャッシュカード規定			●		
生体認証規定			●		
デビットカード規定			●		●
外貨預金関係規定					
外貨普通預金規定		●	●		
外貨定期預金規定	●	●	●		

規定名称	規定改定内容				
	(1) 定期預金の 満期前解約	(2) 成年後見の 届出	(3) 規定の変更	(4) 投資信託の 約款の変更	(5) その他
インターネットバンキング関係規定					
ばんしんビジネスインターネットバンキングサービス利用規定			●		
ばんしんモバイル・インターネットバンキングサービス利用規定			●		
資金移動サービス規定（ファームバンキング規定・ホームバンキングサービス規定）			●		
ばんしんANSER（通知・照会）サービス規定			●		
投資信託・債券関係規定					
播州信用金庫投信取引約款				●	
自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）				●	
特定口座約款				●	
非課税口座約款				●	
ばんしんの投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定			●		
ばんしん投信インターネットサービス取扱規定			●		
電子交付サービス規定			●		
振替決済口座管理規程			●		
一般債振替決済口座管理規程			●		
国債証券等の保護預り規程			●		
その他の規定					
振込規定			●		
貸金庫規定		●	●		●
貸金庫規定(カード式)		●	●		●
貸金庫規定(手のひら静脈認証)		●	●		●
貸金庫規定(指静脈認証)		●	●		●
普通預金・総合口座のお取扱いについて			●		
無利息型普通預金・総合口座(普通預金無利息型)のお取扱いについて			●		
新型自動振替定期積金のお取扱いについて			●		
外国送金取引規定			●		
ばんしんクレジットカード会員規約			●		
ばんしん法人ゴールドカード会員規約			●		